

參考資料

那覇市の補助金に関するガイドライン

那 覇 市

平成26年7月

目 次

1 はじめに	1
2 補助の根拠と課題	2
(1) 補助金の根拠	2
(2) 補助金の課題	2
3 補助金の交付・見直し基準	3
(1) 基本的な視点	3
(2) 財政的な視点	4
4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準	7
(1) 補助金の性質別分類	7
(2) 性質別分類ごとの交付基準	7
5 補助金の適正化	11
(1) 適正化のイメージ	11
(2) 見直しの方向性	12
6 適正化の事務手順	13
7 その他	14
8 (別添様式) 補助金適正化チェックシート(No. 1)	15
(別添様式) 補助金適正化チェックシート(No. 2)	17

本ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、法令等に定めがあるもののほか、那覇市の補助金について必要な事項を定めるものとする。現行の補助金については、以下のガイドラインにより、適正化・見直しを行う。

1 はじめに

補助金は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となってきた。

補助金は、性質によって義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、本市の補助金事業の95%が任意的な補助である実態からも明らかなように、補助金事業は自由度が高いことが特徴であり、市民への説明責任、補助金の公益性及び公平性を保つためにも、常に適正化に努めることが必要である。

本市においては、平成16年に策定した「補助金等に関する基本指針」に基づき、適正な交付と見直しを進めてきたところである。しかしながら、補助導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しが行われることなく補助が長期化するものや、補助対象経費に対する補助率が高どまりして、補助金への依存度が高まり、補助団体の自立に向けた取組の遅滞を招くなどのケースが散見される状況である。

補助金については、その主要な財源が市民の税金であり、本市における厳しい財政状況の中、全市的な事務事業の見直しを進める中においても、「選択と集中」の視点から、これまで以上に徹底した見直しを進める必要がある。

この度、新たにガイドラインを策定し、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確にして、補助金の適正化を強く推し進めていく。

具体的には、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性などについて、評価ツールとしての「補助金適正化チェックシート(別添様式)」を設定する。ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことで、廃止、削減、改善等を見直しの方向性を定め、PDCAサイクルをまわしながら補助金の適正化を図っていくものとする。

2 補助の根拠と課題

(1) 補助金の根拠

補助金は、地方自治法に基づき、地方公共団体が「公益上必要がある」と認めた場合において、支出するものである。「公益上必要がある」か否かは、個々の事例に即して認定するが、補助の目的・内容については、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならない。

【地方自治法(抜粋)】

第 232 条の 2 (寄附又は補助)

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(関連法規)

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・那覇市補助金等交付規則(財政課)

(2) 補助金の課題

補助金の効果的な活用は地域活性化や産業振興などの公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や、補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害する等の課題がある。補助金の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の交付にあたっては、公益性の高さだけではなく、公平性や有効性等についても十分考慮する必要がある。

こうしたことから、補助金制度の今後のあるべき姿として、「公益性が高い、市民のニーズに応える事業に対する補助金制度」の構築を目指し、以下の観点を常に持って適宜見直しを行うことが必要である。

①既存の補助金について検証し、公共の課題解決のための有効な手段として時代に合わせたスキル等による見直しを進めていく。

②補助団体の自立に資する方向性を見極め、推進していく。

3 補助金の交付・見直し基準

補助金の交付にあたっては、補助の必要性、公益性等の基本的な視点及び補助率の適正性等の財政的な視点からの検証が、継続して行われる必要がある。

現行の補助金については、以下の視点でゼロベースから検証を行い、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 基本的な視点

交付基準		チェック項目
1	必要性	①事業の目的・内容が時代に即した市民ニーズに込えていること。 ②市民協働の観点から真に補助すべき内容であること。 ③恒常的に交付している補助金については、同一事業(団体)へ継続して支援する必要性、合理性があること。
2	公益性	①補助の効果が広く市民に浸透し、特定の者の利益とならないこと。 ②補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められるものであり、行政が関与すべき範囲を超えていないこと。 ③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。
3	有効性	①補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。 また、今後も効果の向上が期待できるものであること。 ②補助によることが施策目的の実現にとって最適の手法であること。 ※行政が事業主体として行うべき事業については、補助金ではなく、他の経費への転換を検討すること。 ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしっかりと行うこと。
4	公平性	①他の団体等との間で公平性が保たれていること。 ※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証する。 ②交付先は適正、公平に決定されていること。 ※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。

(2) 財政的な視点

交付基準	チェック項目
1	<p>会計処理</p> <p>①交付先団体等における補助金の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。 ※補助金の支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切なものは、不正支出等を防止し、透明性を確保する観点から是正処置を求めること。</p> <p>②交付先団体等が直接国・県補助事業に取り組むなど、交付先団体自らの収入財源確保に努めるよう促すこと。また、自立を促すため、直接的な財政支援から人的支援、制度支援など他のスキームによる支援への転換を図っていくこと。</p> <p>③真に支援を必要とする補助団体に対するものであること。 ※補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。 ※本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。</p> <p>④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。</p>
2	<p>補助金の対象</p> <p>①補助対象経費と補助対象外経費の区分、補助金額の積算根拠(算定基準)を明確にし、補助金交付要綱に明記すること。</p> <p>②客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、直接事業と関連のない視察旅費・研修費・食糧費等(慰労的なもの等)</p> <p>③団体運営費については、補助金の対象として適切ではないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。</p>

3	補助率等	<p>①補助金額・補助率は、客観的に見て妥当性があること。</p> <p>※成果・実績が不十分な補助については、補助のあり方も含めて見直しを検討すること。</p> <p>②補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすること。</p> <p>※補助率を定めない一定額の補助(予算の範囲など)は行わない。</p> <p>※補助金への依存度が高いケースについては、見直しを図ること。</p> <p>ただし、市長が政策的に必要と認める場合は、個別に補助率及び補助の限度額を設定するものとする。その場合においても、補助率1/2を超える補助を行う場合については、その妥当性が十分説明できるようにすること。</p> <p>③国や県との協調事業補助において、市が上乘せ補助を行う場合は、合理的な理由、政策上の必要性などを明確にすること。</p> <p>④補助金額10万円未満の少額補助金については、補助継続の必要性があるか検証すること。</p>
4	補助の終期	<p>①任意的な補助事業について、原則として3年以内の終期を設定する。</p> <p>※終期の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではなく、補助効果を検証した上で継続の適否をゼロベースから見直す機会とする。</p> <p>②国や県との協調事業補助については、原則として制度終了時期を終期とし、制度が終了した時点で廃止することを基本とする。</p>

5	補助の新設	<p>①補助金の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減を行う。</p> <p>②補助金の新設は、原則として事業費に対する補助金とすること。 ※団体運営費補助は原則として認めない。</p> <p>③補助金の新設については、制度開始3年以内の終期到来時に廃止を見据えた見直しを行うなど、補助金交付要綱に終期設定年度を明記すること。</p>
6	補助金の交付・返還	<p>①那覇市補助金等交付規則第15条に基づき、補助金額確定後(補助事業終了後)に補助金を交付することを基本とする。</p> <p>②事前に概算交付した場合は、所管課長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、速やかに精算を行い、期限を定めて、剰余金の返還を命じること。</p>

4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準

補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 補助金の性質別分類

補助金の性質別分類		
義務的な補助	運営費・事業費補助	① 義務的な補助
任意的な補助	運営費補助	② 団体運営費補助
	事業費補助	③ イベント・大会補助
		④ 利子補給補助
		⑤ 建設事業補助
		⑥ その他事業費補助

(2) 性質別分類ごとの交付基準

分類	分類別基準	
① 義務的な補助	定義	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や条例の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、市の負担が義務づけられているもの ・債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの
	交付基準	1) 法令や条例の定めにより交付する。 ※法令や条例の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

分類	分類別基準	
② 団体運営費補助	定義	<p>・市が公益上必要と認める団体に対して、その団体の設立・自立を支援するために、運営費に対して補助するもの</p>
	交付基準	<p>1) 公共福祉の向上や地域経済の活性化に寄与するなど、特に公益性や地域特性等、団体の役割が明確に認められるものであること。 ※行政の代行的な役割が薄れているものは、補助目的・使途の明確化を図るため、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で検討する。</p> <p>2) 団体が行う事業が、本来市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、補助金としての支出が適当であるか検証する。 ※団体が行っている特定の事業に着目して委託事業等へ切り替えることを検討する。</p> <p>3) 会費徴収等自主財源の確保や効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証し、必要であれば団体の自立を促すため、団体の運営に対し、事業効果の向上に努力するよう指導、助言を行うこと。</p> <p>4) 団体の自立性について検証し、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助は廃止の方向で見直しを行う。 ※繰越金が生じている団体、内部留保資金が有る団体については、団体の収支状況により支出の適否に十分留意すること。</p> <p>5) 団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。</p>

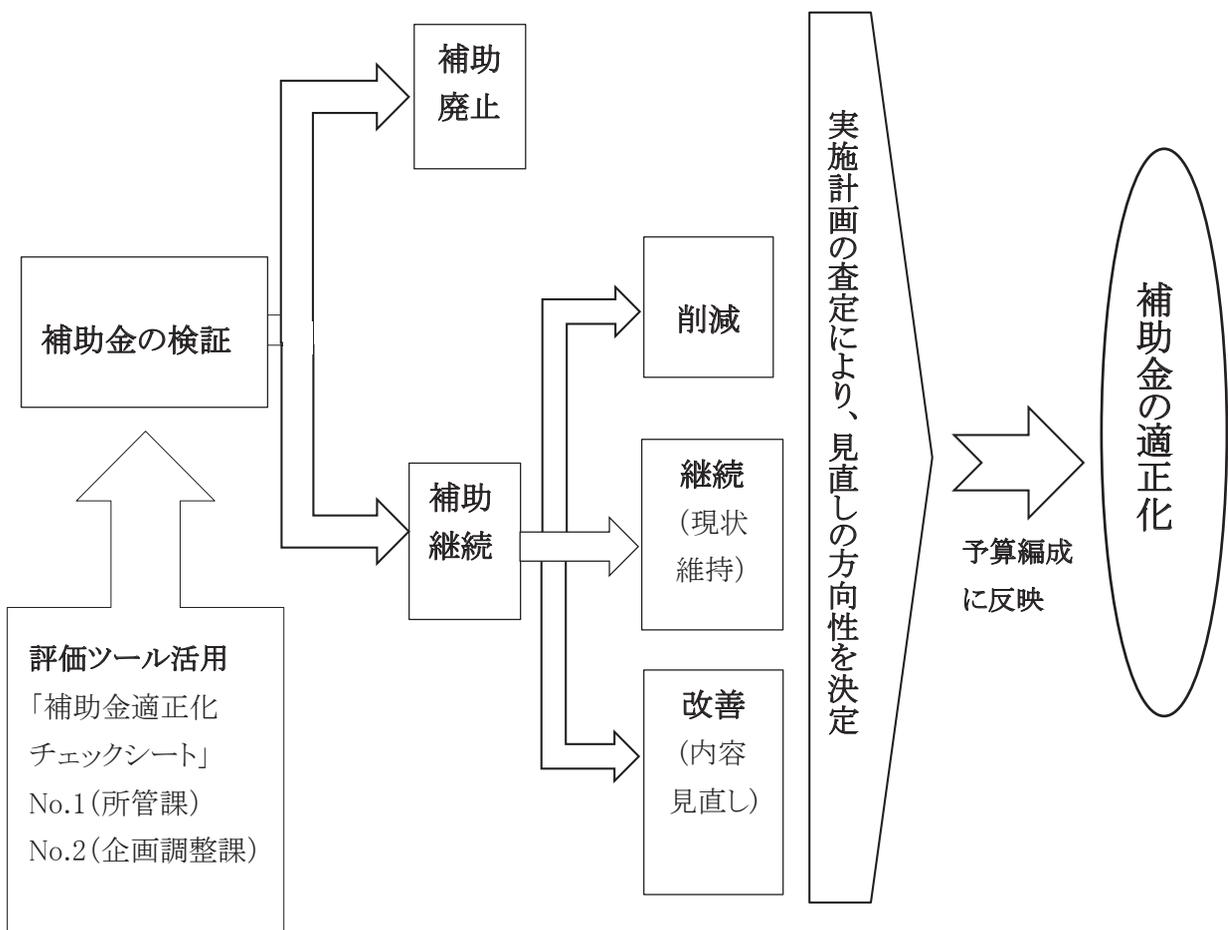
分類	分類別基準	
③ イベント・大会補助	定義	<p>・広く市民への波及効果があるイベント・各種大会の実施経費や派遣費用に対して補助するもの</p>
	交付基準	<p>1) 多くの市民に波及するイベント等、公益性があること。 ※補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する。</p> <p>2) 大会補助について、那覇市が開催会場であれば、市内宿泊者数等の財政的効果を重視し、次の額を補助する。</p> <p>ア) 市内宿泊予定人員が5百人未満 5万円 イ) " 5百人以上 10万円</p> <p>※ただし、市が実質的に共催する場合等、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p>
④ 利子補給補助	定義	<p>・団体等が実施する事業の資金借入額に係る利子償還に対して補助するもの</p>
	交付基準	<p>1) 債務負担行為を設定している事業等、既往債に対する補助は原則として継続する。</p> <p>2) 個人や団体の負担も考慮した補助率とするなど、予算編成時などに個別に判断する。</p> <p>※国、県制度と連動しない補助については、一定の年次以降補助額を減額する制度の創設導入を検討する。</p> <p>※制度創設時の趣旨、目的を検証し、社会経済情勢の変化や地域間の公平性から行政が関与すべき理由が薄れた事業は、新規融資に対する補助を廃止する。</p>

分類	分類別基準	
⑤ 建設事業補助	定義	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公益上必要と認める公的施設の建設事業及び施設整備事業に対し、その事業費を補助するもの
	交付基準	<p>1) 特別な理由があるものを除き、原則として国、県補助制度関連の事業のみとする。</p> <p>※市の上乗せ補助は、原則として行わない。</p> <p>2) 相手方に対し多額の補助となる場合が多いため、個別に費用対効果を十分審査し、補助率や補助額の適正性を個別に検証すること。</p> <p>※特に、補助単価についてはコスト縮減の考え方を踏まえて十分精査すること。</p> <p>3) 相手方の所有財産に対する補助であることを踏まえ、その補助が施策目的の実現にとって不可欠なものであること。</p> <p>※当初の補助目的どおり運用されているか定期的に監査し、違反がある場合は補助金の返還を求めること。</p>
⑥ その他事業費補助	定義	<p>以下の事業を奨励・支援するために、事業費に対して補助するもの。 (前記①、③～⑤の特定の事業費補助以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の代行的に実施されている事業に補助するもの ・政策として奨励すべき事業に補助するもの ・団体等の行うソフト事業の公益性を市が認識し、当該事業を援助する目的で補助するもの
	交付基準	<p>1) 本市が独自に行っている任意の補助事業については、その必要性が認められること。</p> <p>※国や県との協調補助や、任意であっても財源として国からの補助が入っている事業については、本市の自由度が比較的低いと思われる。しかし、本市が行う補助事業であることに違いはないため、主体性をもって必要性を精査する。</p> <p>2) 単に事業費の補てんのための補助は行わないこと。</p> <p>3) 児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなど、扶助的性格が高い事業は、扶助費への転換を検討する。</p>

5 補助金の適正化

補助金の適正化に向けて、全ての補助金について、ガイドラインの交付基準を遵守しているか検証を行う。補助事業を個別に精査した上で、廃止・削減・継続・改善の4つの方向性により見直しを図ることとする。

(1) 適正化のイメージ



(2) 見直しの方向性

方向性	内容	備考
1 廃止	①次年度ゼロ査定	
	②終期を定めて廃止	3年以内の終期を設定
2 削減	①補助率を1/2に削減し継続	補助率が1/2を超える事業について、補助率上限1/2へ適正化する。ただし、行政の補完的な機能を果たしているものを除く。
	②内容に応じて削減	内容に応じて、個別に適正な補助率(額)に削減する。 ・長期固定化しているもの ・過大な繰越金・剰余金・内部留保資金があるもの ・補助の必要性があるため廃止と判断するには至らないもの 等
3 継続	①現行のまま補助を継続	・政策として奨励すべき補助事業 ・適切に執行されている補助事業
4 改善	①他の補助金と整理・統合	内容の見直し
	②運営費補助から事業費補助に転換	
	③委託料に転換	
	④負担金に転換	
	⑤公募制の導入を検討	

- ※ 義務的な補助(法令等によるもの)及び国・県の制度と連動しているもの(国・県補助事業、沖縄振興特別推進交付金事業等)、市単独補助のうち政策的なものについては、交付基準を念頭に、個別の事情を踏まえて検証するものとする。
- ※ 国や県などの制度と連動する補助制度において、市の上乗せ補助については、当該連動する補助制度が予定する市の責任を超えて市の単独補助として行うものであり、原則廃止とする。その際、必要な場合に限り、激変緩和措置を講ずる。
- ※ 補助金の適正化を推進する際に、補助金額の削減率が大きい場合補助事業に多大な影響が出るおそれがあると想定される場合は、補助の妥当性に対し客観的な説明が可能であると市長が認めるときに限り、段階的に削減する等の緩和措置を個別の事情に応じて検討する。

6 適正化の事務手順

補助金の適正化にむけての具体的な手順は、以下のとおり基本的には実施計画と合わせたタイミングで行うものとする。なお、実施計画のスケジュールについては、年度毎の実施計画策定要領に従って作業を進めるものとする。

手順	時期	作業内容	備考
1	実施計画 要求に向けて	<p><所管課による検証></p> <p>別添様式「補助金適正化チェックシート (No.1)」(エクセルファイル)を、補助金ごとに作成し、検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付団体の財務状況の確認 ・補助対象経費等の精査 ・補助の必要性等、補助内容やガイドライン遵守状況を確認 	所管課
2	実施計画 要求〆切	<p><要求></p> <p>実施計画要求の添付資料として、上記シートを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱、補助対象団体の決算書、実績報告書等を添付 	所管課
3	実施計画 各課ヒア リング	<p><企画調整課による検証></p> <p>実施計画要求を受けて、企画調整課担当が「補助金適正化チェックシート (No.2)」を作成し、検証を行う。</p> <p>各課ヒアリングを実施し、個々の補助金について見直しの方向性を検討する。</p>	企画調整課
4	実施計画 部内査定	<p><査定></p> <p>上記シートを活用して見直しの方向性を決定、補助額を査定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第一次判定 (各部局担当) ②最終判定 (企画財務部内調整) 	企画調整課

5	実施計画 内示	<p><内示></p> <p>実施計画部内査定後、最終調整（二役査定）を経て、実施計画を策定し内示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁掲示板にて通知 ・「補助金適正化チェックシート（No.1）・（No.2）」を企画調整課公開キャビに掲載 	企画調整課
6	実施計画 内示	<p><要綱の整備></p> <p>補助金交付要綱の改正等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費や補助率を見直した場合は、予算措置と要綱の整合性を保つよう、速やかに改正等を行う。 	所管課
7	当初予算 編成時	<p><適正化></p> <p>次年度当初予算に査定内容を反映し、適正化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料、負担金等へ転換するものについては当初予算編成時期に財政課へ要求する。 	所管課

※ 沖縄県市長会及び南部市町村会が決定する法令外負担金等（財政課が別途通知する補助金）については、負担金へ転換するものとして、実施計画で要求する補助金の対象外とする。なお、負担金については、別途、財政課の当初予算編成過程において評価を行うものとする。

7 その他

- (1)このガイドラインは、平成 26 年7月1日より施行する。
- (2)補助金等に関する基本指針（平成 16 年度策定）は、廃止する。
- (3)本ガイドライン及び別添様式「補助金適正化チェックシート（No.1）・（No.2）」については、運用しながら、より実効性の伴うものとなるよう、随時見直しを図ることとする。

補助金適正化チェックシート(No.1)

(別添様式)

作成者 _____

作成日 _____

1 補助金の概要

番号	所管部課	部	課
予算事業名			
補助金名			
補助金の性質別 分類	<input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助		
補助根拠 (法令名・要綱名 等)			
補助開始年度			
交付先			
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他()		
補助の対象となる 事業内容			
補助の目的			
期待される効果			
積算根拠 (補助額の算定方 法)			

補助対象経費の内容 (具体的に記入)				
交付方法	<input type="checkbox"/> 補助金額確定後	<input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
補助率(%)	補助対象経費②	¥0	補助対象経費に占める補助金の割合(①/②)	!
参考データ (前年度実績)	収入総額	¥0	内部留保資金(積立金等)	¥0
	支出総額	¥0	今年度への繰越金	¥0
	前年度補助実績	¥0	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥0
本市以外からの補助金等		¥0		
備考				
2 所管課としての考え 方等				(裏面)
検証の視点①			説明	
①必要性 ・事業の目的・内容が市民ニーズに 応えているか、現時点でも真に補助すべき ものか ・同一事業(団体)への継続支援の必要性があるか		<input type="checkbox"/> 非常に高い		
		<input type="checkbox"/> やや高い		
		<input type="checkbox"/> やや低い		
②公益性 ・不特定多数の利益の実現を図るものか ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か		<input type="checkbox"/> 非常に高い		
		<input type="checkbox"/> やや高い		
		<input type="checkbox"/> やや低い		
③有効性 ・補助金額に見合う効果が十		<input type="checkbox"/> 非常に高い		
		<input type="checkbox"/> やや高い		

分に期待できるか ・委託や直接執行よりも補助に よることが施策目的の実現に とって最適か		<input type="checkbox"/> やや低い	
④公平性 ・その他の団体や市民との間 で公平性は保たれているか ・交付先は適正・公平に決定さ れているか		<input type="checkbox"/> 非常に高い	
		<input type="checkbox"/> やや高い	
		<input type="checkbox"/> やや低い	
検証の視点②		理由と今後の対応等(「いいえ」の場合)	
1.補助金の 会計処理・使 途が適切で ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
2.補助対象 経費の範囲・ 内容が明確 である	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.補助金額・ 補助率は現 時点で妥当 である	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
4.前年度から の繰越金、剰 余金及び内部 留保資金(積 立金)が無い。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
5.同種・同類 の補助制度 が無い	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
6.補助対象 者の公募制 を導入また は検討して いる	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

7.運営費を除いた経費への補助である	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
8.委託や直接執行、負担金等ではなく補助金としての支出が適している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
9.補助団体から別の団体へ再補助していない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
10.補助の終了予定がある(終期設定)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	終期(設定)	<input type="checkbox"/>	終期到来により廃止
			平成 年度	<input type="checkbox"/>	終期到来期に廃止を再検討
11.所管課としてのコメント(問題点、課題、特記事項等)					

補助金等アンケート(その1)

補助金名						担当部課			
事務局の 所在	<input type="checkbox"/> 団体側 <input type="checkbox"/> 市側	この場合、人件費を補助しているか			<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	いる場合、 人件費	人分 千円		
		この場合、これにかかる人件費はどのくらいか			職員数 人、従事日数 人、人件費 千円				
補助事務に係る 職員の人件費	職員数	人	従事日数	日	人件費	千円			
補助金額 (千円)	23年度決算		24年度決算		25年度決算		26年度予算 (当初)		
	千円		千円		千円		千円		
制度発足後の 経過年数	<input type="checkbox"/> 5年以下 <input type="checkbox"/> 6年以上～10年以下 <input type="checkbox"/> 11 年以上				発足年 度	平成 年度			
過去の 見直しの状況									
補助の形態	<input type="checkbox"/> 補助率を定め補助 (<input type="checkbox"/> 1/2以下 <input type="checkbox"/> 1/2超 <input type="checkbox"/> 100%)					補助率			
	<input type="checkbox"/> 単価を定め数量を乗じる補助				25年度 単価		25年度 数量		
	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> その他								
補助金の 構成等	<input type="checkbox"/> 市単独補助 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 <input type="checkbox"/> 国・県のみ								
	市、国、県の補助割合(財源の内訳割合)								
	市		国		県				
補助金額・基準 等の上乗せ	国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

	有の場合はその 内容	
交付先の特定 (指定)、固定 化	<input type="checkbox"/> 要綱等で特定 <input type="checkbox"/> 特定していないが、結果として固定化 <input type="checkbox"/> 特定・固定 化していない	
申請(応募)方 法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 誰でも機会均等に申請可(購入費助成等、要件具備なら誰でも申 請可)	
	<input type="checkbox"/> 制度上、特定の団体を対象	
交付決定 方法	具体的な審査基 準	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	有の場合、審査 基準は何に記載 してあるか	
交付対象団体 等の自立・事業 の創意工夫に 向けた取り組み (団体への交付 の場合のみ回 答)	団体の自立や事業への創意工夫を促す仕組み・創意工夫についての取り組みを 以下に記載	
補助金の 効果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	効果測定 の方法
	効果の 内容	
交付先の 決算状況 (平成 25 年度 決算)※	収入に占める 補助金の割合	<input type="checkbox"/> 50%以下 <input type="checkbox"/> 50%超 <input type="checkbox"/> 100% <input type="checkbox"/> 補助交付先によって異なる
	決算剰余金と 補助金の比較	<input type="checkbox"/> 剰余金の方が少ない <input type="checkbox"/> 同額 <input type="checkbox"/> 剰余金が多い <input type="checkbox"/> 剰余金は発生していない
本補助金を廃 止した場合の 問題点	廃止した場合の問題点及び継続しなければならない理由などを以下に記載	
備考		

補助金等アンケート(その2)

1. この補助金に関連して、過去3年間に市監査委員、県、会計検査院から指摘事項等を受けている場合は、その内容及び改善状況等を記載してください。

以上

